

# 相楽郡広域事務組合個人情報保護条例施行規則

(平成18年3月制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例(平成18年相楽郡広域事務組合条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱業務の届出等)

第2条 条例第7条第1項の規定による届出は、個人情報取扱業務開始届出書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第7条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の収集の方法
- (2) 個人情報の記録の形態
- (3) 個人情報管理責任者
- (4) その他参考となるべき事項

3 条例第7条第2項の規定による届出は、個人情報取扱業務変更・廃止届出書(様式第2号)により行うものとする。

(本人以外から個人情報を収集した場合の通知)

第3条 条例第8条第2項に規定する通知は、個人情報収集通知書(様式第3号)により行うものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 条例第9条第1項に規定する個人情報管理責任者は、相楽郡広域事務組合事務決裁規程(昭和56年8月制定)第3条第1項第1号に規定する事務局長をもって充てる。

(目的外利用等の届出等)

第5条 条例第11条第3項の規定による届出は、個人情報目的外利用・外部提供届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第11条第3項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 目的外利用等の区分
- (2) 目的外利用等の根拠
- (3) その他参考となるべき事項

3 条例第11条第4項に規定する通知は、個人情報目的外利用・外部提供通知書(様式第5号)により行うものとする。

(開示等請求書の提出等)

第6条 条例第16条第1項に規定する請求書の提出は、自己情報開示等請求書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第16条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 請求内容の区分
- (2) 訂正等を求める箇所及び内容
- (3) その他参考となるべき事項

3 郵送による請求については、これを認めないものとする。

(本人又は法定代理人、保佐人又は補助人であることを証明するために必要な書類)  
第7条 条例第16条第2項(条例第18条第4項及び第21条第3項において準用する場合を含む。)に規定する書類は、次の各号のいずれかの書類及び戸籍謄本その他法定代理人、保佐人又は補助人の資格を証明する書類(法定代理人、保佐人又は補助人による請求の場合に限る。)とする。

- (1) 運転免許証その他の官公署が発行した書類であって、貼付された写真により本人であることを確認することができるもの
- (2) 健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他これらに準ずる書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、本人であることを確認することができる書類(請求に対する決定等の通知)

第8条 条例第17条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 開示等をするものの決定 自己情報開示等決定通知書(様式第7号)
- (2) 1部の開示をするものの決定 自己情報部分開示決定通知書(様式第8号)
- (3) 1部の訂正等をするものの決定 自己情報部分訂正等決定通知書(様式第9号)
- (4) 開示等をしないものの決定 自己情報非開示等決定通知書(様式第10号)

2 条例第17条第4項に規定する通知は、自己情報開示等決定期間延長通知書(様式第11号)により行うものとする。

(開示の実施等)

第9条 条例第18条第1項に規定する自己情報の開示は、相楽郡広域事務組合代表理事(以下「代表理事」という。)が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の場合において、自己情報の閲覧を受ける者は、当該自己情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。
- 3 代表理事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、自己情報の閲覧を中止し、又は禁止することができる。
- 4 自己情報の写しの交付をするときの交付部数は、請求があった自己情報1件につき1部とする。

(費用の納付)

第10条 条例第19条ただし書に規定する自己情報の写しの作成及び送付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

(苦情の申出書の提出等)

第11条 条例第21条第2項に規定する申出書の提出は、自己情報苦情申出書(様式第12号)により行うものとする。

- 2 条例第21条第4項に規定する通知は、自己情報苦情処理結果通知書(様式第13号)により行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

公文書の種類		開示の方法	費用
文書、図画、写真		写しの交付(電子複写機による)	A3サイズまでの写し 1枚につき10円
電磁的記録	フロッピーディスク 光ディスク MO等	写しの交付(印刷物として出力したものの交付)	A3サイズまでの写し 1枚につき10円

備考

- 1 用紙の両面に複写、印刷又は出力して写しの交付を行う場合においては、当該用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。
- 2 送付に要する費用については、郵送料に相当する額とする。

様式第1号（第2条関係）

個人情報取扱業務開始届出書

第 号  
年 月 日

相楽郡広域事務組合代表理事 様

（ 実 施 機 関 ） 印

相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出年月日	年 月 日
担 当			
個人情報の記録 の 名 称			
個人情報の収集 の 目 的			
個人情報の記録 の 対 象 者			
個人情報の収集 の 方 法	1 本人 2 本人以外（条例第8条第1項第 号に該当）		
法令等の根拠			
個人情報の収集 の 時 期	1 定期（ 年単位 月単位 その他（ ） 2 随時		
個人情報の記録 の 形 態	1 文書 2 図画 3 写真 4 磁気式記録媒体（ ） 5 その他（ ）		
保 存 年 限	永年・10年・5年・3年・1年・その他（ 年）		
個人情報管理 責 任 者			
備 考			

個人 情報 の 記録 の 内容	戸籍・身分	経歴	心身の状況	能力・成績
	1 氏名 2 住所 3 性別 4 生年月日 5 国籍 6 本籍 7 続柄 8 結婚 9 電話番号	1 学校名 2 入学・卒業年度 3 課外活動記録 4 会社名・職種 5 就職・退職年度 6 資格 7 受賞・犯罪歴 8 団体加入歴	1 精神障害 2 身体傷害 3 傷病名 4 傷病の原因等 5 検査名 6 検査結果 7 健康状態 8 体格 9 血液型	1 学業成績 2 勤務成績 3 試験成績
	思想・信条等	財産収入状況	その他	
	1 思想 2 信条 3 信仰 4 宗教 5 主義 6 主張 7 支持政党	1 給与所得額 2 譲渡所得額 3 不動産・動産の 種類 4 不動産・動産の 価格 5 債務の内容 6 納税額 7 取引の状況	1 家族構成 2 扶養関係 3 同居・別居の別 4 持家・借家の別 5 居住期間 6 住居の間取り 7 社会的地位・活動 8 相談の内容 9 公的扶助	

個人情報取扱業務変更・廃止届出書

第 号  
年 月 日

相楽郡広域事務組合代表理事 様

( 実 施 機 関 ) 印

相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報の 記録の名称			
届出の区分	1 変更      2 廃止		
変更・廃止の予定 年 月 日	年 月 日		
変更・廃止の理由			
変 更 内 容	変更前	変更後	
担 当			
個人情報管理 責 任 者			
備 考		届出 番号	

個人情報収集通知書

第 号

年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

次のとおりあなたの個人情報を収集したので、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 8 条第 2 項の規定により通知します。

個人情報の記録 の 名 称			
個人情報の収集 目 的			
個 人 情 報 の 収 集 の 理 由	相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 号に該当 (理由)		
個人情報を収集 した年月日	年 月 日		
個 人 情 報 の 収 集 先			
個人情報の記録 の 内 容			
担 当	事務局 電話番号		
備 考		届出 番号	

個人情報目的外利用・外部提供届出書

第 号  
年 月 日

相楽郡広域事務組合代表理事 様

( 実 施 機 関 ) 印

相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

整 理 番 号		届 出 番 号	
担 当			
目的外利用等の区分	1 目的外利用	2 外部提供	
目的外利用等をした個人情報の記録の名称			
目的外利用等をした理由			
目的外利用等をした個人情報の記録の内容	1	5	
	2	6	
	3	7	
	4	8	
目的外利用等の根拠	相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 11 条第 1 項第号に該当		
目的外利用等をした年月日	年 月 日		
目的外利用をさせた外部提供先			
個人情報管理責任者			
備 考			



個人情報目的外利用・外部提供通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

目的外利用  
次のとおりあなたの個人情報を したので、相楽郡広域事務組合  
外部提供

個人情報保護条例第 11 条第 4 項の規定により通知します。

個人情報の 記録の名称	1 目的外利用	2 外部提供
目的外利用等 をした理由		
目的外利用等 をした個人情報 の記録の内容		
目的外利用等 の根拠	相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 11 条第 1 項第 号に該当	
目的外利用等 をした年月日	年 月 日	
目的外利用等 をした相手先		
担 当	事務局 電話番号	
整 理 番 号		請 求 番 号
備 考		



自己情報開示等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

年 月 日付けで受理した自己情報の開示等の請求については、次のとおり開示・訂正・削除・目的外利用等の中止をすることと決定したので、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第17条第2項の規定により通知します。

自己情報の記録の名称又は内容					
請求内容の区分	1 閲覧                      2 写しの交付 3 訂正                      4 削除                      5 目的外利用等の中止				
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後	時 分	
	場 所				
訂正・削除・目的外利用等の中止の内容					
担 当	事務局 電話番号				
備 考				請求番号	

注 1 自己情報の閲覧又は写しの交付を受ける際には、この通知書及び請求者本人であることを確認する書類を提示してください。

2 開示の当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。

自己情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

年 月 日付けで受理した自己情報の開示の請求については、自己情報の一部を開示することと決定したので、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により通知します。

自己情報の記録の名称又は内容				
請求内容の区分	1 閲覧		2 写しの交付	
開示の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 ・ 午後	時 分
	場所			
開示しない部分及び理由	(開示しない部分)  (理由) 相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 13 条第 号に該当			
自己情報の全部を開示することができる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る自己情報の全部を開示することができますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。			
担当	事務局 電話番号			
備考			請求 番号	

- 注 1 自己情報の閲覧又は写しの交付を受ける際には、この通知書及び請求者本人であることを確認する書類を提示してください。
- 2 開示の当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。
- 3 「自己情報の全部を開示することができる期日」の欄には、請求に係る自己情報が期間の経過により開示することができるもので、かつ、その期日を明示することができる場合に記入してあります。
- 教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、（実施機関）に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、相楽郡広域事務組合（訴訟において相楽郡広域事務組合を代表する者は（実施機関の長）となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

自己情報部分訂正等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

年 月 日付けで受理した自己情報の訂正等の請求については、次のとおりその一部の訂正・削除・目的外利用等の中止をすることと決定したので相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第17条第2項及び第3項の規定により通知します。

自己情報の記録の名称又は内容			
請求内容の区分	1 訂正	2 削除	3 目的外利用等の中止
訂正・削除・目的外利用等の中止をしない部分及び理由	(訂正等をしない部分)  (理由)		
担 当	事務局 電話番号		
備 考		請求 番号	

- 教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(実施機関)に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相楽郡広域事務組合(訴訟において相楽郡広域事務組合を代表する者は(実施機関の長)となります。)を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

自己情報非開示等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

年 月 日付けで受理した自己情報の開示等の請求については、次のとおり開示・訂正・削除・目的外利用等の中止をしないことと決定したので相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定により通知します。

自己情報の記録の名称又は内容			
請求内容の区分	1 閲覧	2 写しの交付	3 訂正
	4 削除	5 目的外利用等の中止	
開示・訂正・削除・目的外利用等の中止をしない理由	相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 14 条第 号に該当 (理由)		
自己情報の開示等ができる期日	年 月 日以後であれば、請求に係る自己情報の開示等を行うことができますので、同日以後に改めて開示等の請求をしてください		
担 当	事務局 電話番号		
備 考		請求 番号	

注 「自己情報の開示等ができる期日」の欄には、請求に係る自己情報が期間の経過により開示等を行うことができるもので、かつ、その期日を明示することができる場合に記入してあります。

- 教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、（実施機関）に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、相楽郡広域事務組合（訴訟において相楽郡広域事務組合を代表する者は（実施機関の長）となります。）を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前項の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

自己情報開示等決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

年 月 日付けで受理した自己情報の開示等の請求については、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。なお、可否の決定をしたときは、速やかに通知します。

自己情報の記録 の名称又は内容			
請求内容の区分	1 閲覧 3 訂正	2 写しの交付 4 削除	5 目的外利用等の中止
条例第 17 条第 1 項に規定する 決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長後の決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
延長する理由			
担 当	事務局 電話番号		
備 考		請求 番号	





自己情報苦情処理結果通知書

第 号  
年 月 日

様

( 実 施 機 関 ) 印

年 月 日付けで受理した自己情報の苦情申出については、相楽郡広域事務組合個人情報保護条例第 21 条第 4 項の規定により、次のとおり処理したので通知します。

苦 情 の 内 容			
処 理 結 果	1 訂正      2 削除      3 目的外利用等の中止		
担 当	事務局 電話番号		
備 考		申出 番号	